

タバコ対策は、わが国の公衆衛生上の最大の課題の一つであり、国や自治体をはじめ、様々な団体等が多種多様な活動に取り組んでいる。ここにその一端をご紹介したい。

静岡市では乳幼児健診の場で出務医師の協力を得て保護者への禁煙指導を実施している。家族に喫煙者がいる場合、診察室で具体的な禁煙治療法を解説したパンフレット等を渡ししながら、医師から一言禁煙を勧めるという方法である。岐阜県郡上市では市のHPの動画で保健師が妊婦と家族への禁煙を呼びかけている。

路上喫煙を規制する条例は全国の自治体の約14%で施行されているが、受動喫煙防止を主眼としたものはほとんどない。一方、受動喫煙防止条例は神奈川県、兵庫県で施行されているが、市町村では初めて2015年に北海道美唄市で制定された。2017年には東京都で子どもに特化した画期的な「子どもを受動喫煙から守る条例」が制定された。山口県では屋外に喫煙場所を設置する場合、通路や出入口などから概ね10メートル以上離すことを推奨した「10メートルルール」を提唱している。

近年「喫煙者は採用しない」会社が増えつつあるが、医学界でも専門医資格の取得要件に「非喫煙者であること」を加える学会が増えている。

禁煙ガイドラインを作成した9つの学会が中心となって設立された一般社団法人「禁煙推進学術ネットワーク」には現在26学会が参加しており、「毎月22日は禁煙の日」の他、様々な活動を行っている。禁煙治療における「喫煙指数200以上」という保険適用条件が34歳以下の患者で撤廃されたのは、その成果の一つである。

このところ紙巻タバコの消費量は着実に減少しているが、加熱式タバコの使用が増えている。「煙が出ないから害が少ない」という宣伝が喫煙者の「健康志向」に合致したものと考えられるが、最近の研究によって加熱式タバコからも種々の有害物質が検出されている。製品自体の有害性に関する懸念に加えて、禁煙の場所でも加熱式タバコは使用可とする施設があるなど、喫煙規制に混乱をもたらしていることも重大な問題であり、加熱式タバコは今後のタバコ対策における重要な課題である。